

不動産取得税制度のお知らせ

土地や家屋を取得すると、その取得ごとに一度だけ県の不動産取得税が課税されます。

税額は不動産取得税の課税標準額の3%（ただし、住宅以外の家屋の取得については3.5%）になります。

なお、次の要件を満たしている場合には軽減措置の適用があります。

一 特例適用住宅の軽減

(一) 新築住宅

要件：延べ床面積50㎡（貸家用共同住宅については一区画40㎡）以上240㎡以下であること。

特別控除額：価格（注）から1200万円が控除されます。

(二) 中古住宅

要件：次のすべての条件を満たしていること。

① 個人である取得者自らが居住するものであること。

② 延べ床面積が50㎡以上240㎡以下であること。

③ 新築後20年（一定の耐火構造のものは25年）以内であること。

平成17年以降の取得については、当該年数を経過していても新耐震基準に適合する旨の証明がなされていなければなりません。

（昭和57年1月1日以降建築については適合するものとみなされません。）

特例控除額：新築年月日により価格（注）からの控除額が異なります。

〔新築年月日〕 〔控除額〕

○昭和47年12月31日以前 150万円

○昭和47年1月1日から昭和50年12月31日 230万円

○昭和51年1月1日から昭和56年6月30日 350万円

○昭和56年7月1日から昭和60年6月30日 420万円

○昭和60年7月1日から平成元年3月31日 450万円

○平成元年4月1日から平成9年3月31日 1000万円

○平成9年4月1日以降 1200万円

（注） 価格とは新築住宅にあっては「固定資産評価基準」により算定した価格をいい、中古住宅にあっては取得時の固定資産課税台帳の登録価格をいいます。

二 住宅用土地の軽減

(一) 特例適用住宅取得による軽減

特例適用住宅の土地については、次のいずれか多いほうの額が減額されます。ただし、中古

住宅及び新築未使用住宅（自己居住用）の取得の場合は土地の取得から一年以内又は取得前一年以内に住宅を取得していること、自己居住用以外の新築未使用住宅の取得の場合は新築後一年以内の住宅の土地であることが要件となります。

① 4万5千円

② 1㎡当たりの土地価格×住宅の延べ床面積の2倍（200㎡が限度）×3%

※宅地評価土地の場合、その価格に2分の1を乗じた後の1㎡当たりの価格

(二) 住宅取得による軽減（平成15年3月31日以前の土地取得に限る）

次のいずれかの場合、税額の4分の1が減額になります。

● 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上の住宅を取得していたとき。

● 土地を取得した者とその上に住宅を新築した者が異なる場合で、土地を取得した日から3年以内にその上に住宅が新築され、次のいずれかの要件を満たすとき。平成14年4月1日以降に土地を取得している場合に限る。

① 土地を取得した者が住宅新築の時まで引き続き所有していること。

② 土地を取得した者から、さらに当該土地を取得した者により住宅が新築されたとき。

◆ 問い合わせ 県中地方振興局 県税部不動産取得税チーム ☎024-9935-1254

小型方又瞬間湯沸器を

使用されているみなさんへ

◆ 必ず換気をして、一酸化炭素中毒による死亡事故を防ぎましょう。

◆ 最近、換気不良により、小型ガス瞬間湯沸器での一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しています。

◆ 物が燃えるには、新鮮な空気が必要です。十分な換気をしなければ、空気が不足し、一酸化炭素が発生します。

◆ 閉め切った4畳半で小型ガス瞬間湯沸器を燃焼すると、約20分で致死量の一酸化炭素が部屋に充満することもあります。

◆ 一酸化炭素は無色無臭です。頭痛や吐き気で異変に気づいた時には、手足がしびれて動けず、手遅れになって死に至る場合もあります。

平成19年度自衛官2等陸・海・空士(男子)募集中!

自衛隊福島地方協力本部では自衛官2等陸・海・空士(男子)を募集しています。受付は年間を通じて行っております。

ただし、平成20年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施します。

● 応募資格

① 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子

② この試験を受けられない者
ア 日本国籍を有しない者
イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者

● 試験期日及び場所
受付時にお知らせします。

ただし、平成20年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための試験は原則として、平成19年9月16日(日)以降に実施します。

● 試験種目
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適正検査及び身体検査

◆ 問い合わせ
自衛隊福島地方協力本部
郡山地域事務所

☎024-9932-1424